

## 第 1 7 5 回平塚市都市計画審議会会議録

- 1 日 時 令和3年3月16日(火) 午後2時00分～午後2時50分
- 2 場 所 平塚市役所本館 619会議室
- 3 出席委員 14名  
杉本 洋文、梶田 佳孝、諸伏 清児、府川 勝、上野 仁志、  
山原 栄一、枝川 眞弓、木下 洋司、佐藤 光夫、鳥海 衡一、  
長尾 亨、中村 晃久、鎌田 耕造(代理 中村 宏)、相原 久彦  
(代理 浪貝 洋正)
- 4 欠席委員 1名  
堀 康紀
- 5 平塚市出席者
- |           |        |
|-----------|--------|
| まちづくり政策部長 | 田代 卓也  |
| まちづくり政策課長 | 渡邊 浩   |
| 都市計画担当    |        |
| 課長代理      | 古部 永二郎 |
| 主 査       | 遠藤 哲彦  |
| 主 査       | 須藤 元   |
| 技 師       | 畠山 美紗子 |
| まちづくり政策担当 |        |
| 課長代理      | 谷田部 栄司 |
| 主 査       | 米山 敬太  |
| 市民課長      | 加藤 雅士  |
| 管理担当      |        |
| 担当長       | 小林 まゆみ |
- 6 会議の成立 委員の2分の1以上の出席を得ており、平塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議は成立していることを報告。
- 7 傍聴者 0名

## 8 議 事

### (1) 審議案件

- ・議案第240号 平塚都市計画火葬場の変更  
第1号平塚市営火葬場（平塚市決定）

## 【審議会開会】午後2時00分

(会 長)

事務局から定足数に達しているとの報告がありました。それでは、ただいまから第175回平塚市都市計画審議会を開会いたします。

先程、司会からもお話がありましたとおり、本日のこの会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づき、公開での審議となりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の会議の傍聴を希望しておられる方はおりません。念のため申し添えます。

また、平塚市都市計画審議会条例施行規則第4条第2項の規定にしたがいまして、本日の審議会の議事録署名人を、わたくしと府川勝委員といたしますのでご了承願います。

それでは、お手元の次第、審議案件であります、「議案第240号 平塚都市計画火葬場の変更 第1号平塚市営火葬場（平塚市決定）」について、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「議案第240号 平塚都市計画火葬場の変更 第1号平塚市営火葬場（平塚市決定）」についてご説明いたします。

平塚市営火葬場の具体的な説明に入る前に、都市計画施設の見直しの背景について簡単にご説明させていただきます。

都市計画に定められた施設の区域内においては、都市計画の目的以外の建築物の建築に、階数、構造等の一定の制限が付されています。

これにより、将来における施設の担保性が確保されることとなりますが、この区域において、都市計画に定められた施設としての整備が行われず、長期にわたり建築制限が付されたままの施設の存在が全国的に問題視されている状況です。

このことについて、国土交通省が定める都市計画運用指針においては、都市計画決定当時から状況が大きく変化した場合等における見直しについて記載された、従来の「適時適切な都市計画の見直し」の考え方に加え、平成23年には、都市計画施設等を定期的に見直す「マネジメント・サイクルを重視した都市計画」の考え方が新たに示されています。

またこれを受け、神奈川県では道路と公園について、見直しの考え方などをまとめた「見直しのガイドライン」を策定しており、それを参考に、各自治体でも都市計画施設の見直しの動きが進んでいます。

都市計画施設の見直しに関する平塚市の動きとしましては、平成24年4月に「平塚市都市計画道路見直し計画」を、平成30年8月に「平塚市都市計画公園・緑地の見直し計画」を策定しています。

今回、残る都市計画施設のうち平塚市営火葬場、リサイクルプラザ等の供給処理施設等について、令和2年6月に「平塚市都市計画施設（供給処理施設等）の見直

しの進め方」を整理し、各施設における長期間整備に未着手の区域の有無や、見直しの必要性について検証を行いました。

その結果、必要な区域について整理が整った平塚市営火葬場について、今回都市計画変更案の作成を行いました。

次に、都市計画火葬場とは何かについて簡単にご説明いたします。火葬場は、都市計画法第11条で規定されている、道路、公園、河川、ごみ焼却場等の「都市施設」の1つで、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、火葬を行うために神奈川県知事の許可をうけて設置される施設です。

公衆衛生、公共福祉の観点から必要不可欠な施設であるため、安定性、継続性の確保のため都市計画に定めることが望ましいとされています。

平塚市内の火葬場の設置状況です。現在、市内に設置されている火葬場は1箇所です、その1箇所について都市計画に定めております。本日都市計画変更案を御審議いただく予定の平塚市営火葬場でございます。

それでは平塚市営火葬場の現在の都市計画決定の内容についてご説明いたします。平塚市営火葬場の都市計画決定は、昭和37年10月5日に当初の決定をしており、その後変更された経緯はありません。

都市計画決定の内容としては、番号が「1」、名称が「平塚市営火葬場」、位置が「平塚市田村6761の1」、面積が「13,257㎡」となっております。

施設の位置についてです。所在地は、現在は住居表示が実施されており、平塚市田村9丁目25番2号、国道129号の東側、相模川沿いの赤丸で示した場所に位置しております。

次に、平塚市営火葬場の区域です。画面の黄色で囲った部分が現在都市計画決定されている区域となります。背景図は都市計画基本図で、現況の状態を反映しているものですが、都市計画決定されている区域と現況とが一致していない部分があることがお分かりいただけるかと思えます。

この区域の差異について、航空写真を用いて詳しくご説明いたします。航空写真の上に黄色で囲んだ範囲が、先程もお示した現在の都市計画決定の区域です。

次に赤色で囲んだ範囲が、実際に管理されている火葬場の敷地の範囲です。

都市計画決定されている区域の中で、火葬場の敷地の外にある施設として、平塚市道田村91号線、軟式庭球場、田村自転車等保管場の3つの施設が火葬場以外の施設として、区域の中に存在している状態です。これらの場所は、都市計画決定当初の施設配置計画では、主に植栽帯として位置付けられていた部分であり、都市計画施設の整備としては未着手の区域となります。

また、都市計画決定されている区域外で、実際に火葬場の敷地として管理されている場所として、火葬場の来場者用の駐車場がございます。

現地の状況を写真でご説明いたします。平塚市道田村91号線の状況です。写真は、南方向から撮影しています。現地は既に市道として整備されており、管理が行われている状況です。写真上で、黄色の線が都市計画決定されている区域、赤色の線が管理運営上の敷地の範囲を示しており、水色の着色部分はその差異がある部分

です。

続いて、軟式庭球場です。こちらは平塚市が運営する公営の施設です。写真は、北東方向から撮影しています。都市計画の決定区域と管理運営上の敷地との差異を示す水色の着色部分は、主にテニスコートの一部として使用されている状況です。

田村自転車等保管場です。こちらも平塚市が運営する施設で、放置自転車等を保管しておくための施設です。写真は、東方向から撮影しています。

次に、火葬場の来場者用駐車場を北西方向から撮影したものです。こちらは、都市計画決定の区域外において火葬場の敷地として整備されている部分です。

参考として、火葬場施設の現況写真です。写真は、来場者用の出入り口付近の外観を南東方向から撮影しています。以上、都市計画決定されている区域と管理運営上の敷地が異なる部分についての現況写真を御覧いただきました。

次に、施設の名称についてご説明いたします。名称は、都市計画決定されている施設の名称が「平塚市営火葬場」であるのに対し、管理運営上の名称は「平塚市聖苑」と、名称についても異なっている状況です。

管理運営上の名称については、「平塚市葬祭施設条例」の第2条において、「平塚市聖苑」と定められております。

都市計画決定から現在までの施設整備の経過について簡単にご説明いたします。

平塚市営火葬場は、昭和37年10月5日の都市計画決定と同時に都市計画事業として認可を受けて整備が行われ、昭和38年1月2日に使用が開始されました。

その後、火葬需要の増加等に対応するため、昭和45年11月10日に都市計画事業の変更認可を受け、施設の拡張を行っています。

平成4年4月7日には、施設の老朽化や火葬需要のさらなる増加に対応するため、同敷地において再度都市計画事業の認可を受けて現在稼働している施設への建替えを行い、平成6年6月13日から使用を開始しています。

次に、関連計画等における平塚市営火葬場の位置付けについてご説明いたします。

「平塚市公共施設等総合管理計画」と「平塚市公共施設再編計画」の2つの計画に、平塚市営火葬場についての記載がございます。まず、公共施設等について、財政負担を軽減・平準化し、将来に渡って持続可能な最適な管理運営を実現するための計画として策定された「平塚市公共施設等総合管理計画」の中で、管理に関する基本方針として、聖苑を含む生活関連施設は、「今後もライフサイクルコストの抑制を意識しながら、適正に維持管理を行います」と記載されています。

また、コストと効果を十分に計った上で、より多くの市民に必要とされる公共施設へ再編することを目指して策定された平塚市公共施設再編計画では、公共施設の再編を積極的に検討する対象の施設を、「聖苑等の生活関連施設を除く施設」としています。

聖苑、つまり平塚市営火葬場については、この2つの計画において、今後も存置し維持管理していく施設として位置付けられています。

周辺施設の位置付けについてです。まず、軟式庭球場については、平塚市公共施設再編計画の中で、施設の設置目的や利用状況を精査し、多くの市民が集まる利用

しやすい施設となるように再編を検討することとしています。このことについて、公共施設再編計画に基づき示された「平塚市公共施設等個別施設計画の策定に向けた各施設の今後の方向性」では、施設全体のリニューアルや、近隣の大神スポーツ広場の統合についても触れられており、軟式庭球場を存置していく方向性が記載されています。

次に自転車保管場についてです。平塚市公共施設再編計画において、既存の学校給食の共同調理場2施設を統合し、新たな場所に最適な規模の共同調理場を整備することを検討することとしています。自転車保管場の敷地は、この計画の位置付けを受け、新たな学校給食センターの予定地の一部として既に決定しており、現在、整備に向けた手続きが進められております。

市道田村91号線については、関連計画による具体的な位置付けがあるものではありませんが、道路法により認定を受け管理が義務付けられた道路であることに加え、軟式庭球場及び火葬場は本市道のみならずに接道することから、必須の施設として今後も維持管理を行うものとして整理しています。

このように、火葬場とその周辺施設それぞれについて、施設の位置付けを整理しています。

これらの位置付けを受け、都市計画変更の基本的な考え方を次のとおり整理しました。

ただいまのご説明のとおり、関連計画の策定により、火葬場が今後も存置し維持管理していく施設として位置付けられ、周辺施設についても、既存施設の存置や新たな施設の配置等の方向性が示されています。

火葬場の敷地について、火葬場の将来の配置計画等を見据えるとともに、周辺施設の土地利用の状況や配置計画等を踏まえて検討を行った結果、火葬場は、今後都市計画決定されている区域に合わせた施設の再整備や管理区域の変更を行う予定はなく、現在の敷地の範囲において今後も管理運営を行っていくことで整理を行っています。

これにより、火葬場に必要な区域が明確化されたことから、現在の施設の敷地に合わせた範囲を火葬場の区域として、都市計画変更の素案を作成することとしました。

この都市計画変更の素案について、令和2年11月28日に平塚市まちづくり条例に基づき市民を対象とした説明会を開催したところ、参加者は0名で、説明会前後における質問意見等もございませんでした。

そのため、素案の内容をそのままに、次にご説明する都市計画変更案を作成しました。

なお説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加は事前予約制とし、説明会に参加せずとも内容が把握できるよう、市ホームページ、火葬場周辺自治会に対する回覧により、あらかじめ都市計画変更の内容を周知した上で開催を行いました。

それでは、都市計画変更案について、ご説明いたします。議案書の6ページをご

覧ください。こちらは位置図です。施設の位置は、先程ご説明したとおりです。施設名称や面積については、後程ご説明いたします。

次に、議案書の7ページをご覧ください。計画図です。変更前の区域を黄色、変更後の区域を赤色の線で示しています。

区域の変更について、施設周辺を拡大してご説明いたします。変更前の黄色の区域は、現在の都市計画決定面積として13,257㎡ございます。これに対して、変更後の赤色の区域は、約12,300㎡となります。基本的な考え方にに基づき、現在の施設の管理敷地と同じ範囲を変更後の区域として設定しています。

次に、議案書の3ページをご覧ください。こちらの新旧対照表で、平塚市営火葬場の全体の変更内容をご説明いたします。上の新が変更後、下の旧が変更前の内容となります。

それでは、左側から順にご説明いたします。名称のうち、番号は変更なし、火葬場名を、管理運営上の名称に合わせ、「平塚市営火葬場」から「平塚市聖苑」へと変更します。位置を「平塚市田村6761の1」から「平塚市田村九丁目」へと変更します。これは、実際の位置に変更はありませんが、住居表示の実施により所在の表記が変更されていることから、現在の表記に合わせるために変更を行うものです。次に、面積を「13,257㎡」から「約12,300㎡」へと変更します。

最後に、備考です。主要施設を「本館、休憩所、公舎、火葬炉3基、煙突」から「火葬炉6基、汚物炉1基、緊急遮断弁室、車庫」へ、処理能力を、「1日あたり6体」から「1日あたり15体」へ、その他を「重油火葬炉」から、項目名称を「火葬炉の種類」へと変更した上で「再燃焼炉付台車式寝棺炉（ねかんろ）」へと変更します。これは、当初建設された火葬場の施設内容から、現在稼働している火葬場施設の内容へと変更をするものです。

なお、位置の表示が「田村九丁目」となっていることや、面積の「約」の表示、備考欄の項目名称の変更については、現在の都市計画図書の表記方法に則った形へと変更するものになります。

次に、議案書の2ページをご覧ください。理由書です。平塚市営火葬場は、昭和37年に都市計画決定し、昭和38年までに区域の一部において都市計画事業により主要施設の整備を行いました。昭和45年から昭和46年には、火葬需要の増加等に対応するため、都市計画事業により火葬炉の2基増設及び待合室の増築を行っています。

平成4年から平成6年には施設の老朽化や火葬需要の急増に対応するため、都市計画事業により施設の再整備を行っています。この際、駐車場の拡大を行う必要が生じましたが、建物の配置や敷地内の安全な交通処理等の理由から、都市計画の区域外に駐車場の整備を行っています。

この間、当初の施設配置計画において植栽帯として位置付けられ、現在未供用の区域については、周辺の土地利用に合わせて市道の整備を行うとともに、消防訓練場（現在は自転車保管場）及び軟式庭球場の用地として一時的な活用を行ってきました。

今般、平塚市公共施設再編計画（平成29年3月）等が策定されたことを踏まえ、周辺の公共施設とともに本施設の区域について見直した結果、駐車場用地として必要な区域を拡大するとともに未供用の区域について縮小するものです。また、併せて都市計画施設の名称を平塚市葬祭施設条例に定められた名称へ変更します。

以上が議案第240号の内容となります。

最後に、都市計画法による縦覧の結果についてご説明いたします。今回の都市計画変更案を令和3年2月8日から2月22日まで縦覧した結果、縦覧者は0名、意見書の提出はございませんでした。

以上で、「議案第240号 平塚都市計画火葬場の変更 第1号平塚市営火葬場（平塚市決定）」の説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

（会 長）

事務局より説明がございました。

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（委 員）

2ページの理由書になりますが、「平成4年から平成6年には施設の老朽化や火葬需要の急増に対応するため、都市計画事業により施設の再整備を行っています。この際、駐車場の拡大を行う必要が生じ」とありますが、本来、都市計画区域は守るべきものと思いますが、どのような理由があつて工事を行い、都市計画区域をどういうプロセスで越えたということでしょうか。また、当時、誰が決断をしたのか教えて下さい。

（事務局）

まずは、どのような位置付けかという質問ですが、当時の資料ですと、地元とのやりとりで、駐車場部分を整備すること自体は了承が得られていましたが、都市計画変更自体の調整までは整っていませんでした。次に、駐車場を整備した部分は河川保全区域に定められており、建物を建てる土地としての利用価値はあまりなく、平塚市の土地でもあつたことから、本来は、土地と建物を一体的に整備することが望ましいものの、都市計画変更しなくても整備できる状況であつた為、火葬場の方向性がまだ定められていなかったこともあり、現在の状況となりました。

また、誰が決断したかということですが、当時、都市計画変更が関わっていない為、都市計画審議会で審議等はありませんでしたが、火葬場の整備に関して、平塚市営火葬場設置整備要綱に基づき、助役を委員長として、庁内関係部課長で組織された火葬場整備委員会及び健康課長を委員長とした火葬場整備検討会により、当時、神奈川県と事業認可やそれに関わる都市計画の手続きについて、協議していました。



(委員)

区域外に、整備してしまったということは、自分の土地だから、いいかなというように聞こえました。この理由書見ると、交通処理の安全上の理由からという、警察の指導もあったのではないかとも思いました。

今後は、計画をしっかりと見ながら、同じような、都市計画区域の変更が出てこないよう、対応していただければと思います。

(委員)

7ページの図面ですが、南面が凹んでいます。なぜ直線にしなかったのか、説明をお願いします。

(事務局)

凹みの部分の敷地は、地下に防火水槽が埋まっていて、南側の自転車保管場の敷地として管理しています。昭和53年に、消防訓練場の消防水利として設置されましたが、敷地の管理者が変わり、現在は自転車保管場で管理しています。

(委員)

学校給食調理場が建設され、防火水槽が残ると、真ん中に防火水槽がくるのは、どうなのでしょう。

(事務局)

この防火水槽は南側の敷地が管理するという位置付けなので、今後、学校給食調理場が建つ計画があり、代替え施設を別の場所に設置するか、現状の防火水槽に対する届出を消防に出すこととなります。

(委員)

現在の駐車場は、都市施設を使う方のものなのでしょう。

(事務局)

駐車場につきましては、聖苑の利用者の駐車場として位置付けられています。基本的には、いらっしゃる会葬者であるとか、ご遺族の方が駐車場として使っており、近隣の方は使用いただけません。

(委員)

将来、火葬場のような施設を積極的に、例えば市民の方が集まる施設をつくる等そういう計画はないのでしょうか。例えば、フランスのモンマントルという丘には、墓場があり、有名な作家の方の墓があります。その隣に火葬場があるのですが、マイナスのイメージの施設を積極的に使っていこうという動きがあります。平塚市では、将来に向かって公共施設をどのように使っていくかといった計画はありますか。

(事務局)

計画は、ありません。但し、都市計画施設だけではないですが、公共施設の再編という観点で、施設は維持管理費がかかってきますので、公共施設をよりコンパクトにして、多目的で、多様性のある用途とすることで、維持管理の観点から、縮小して有効利用をしていこうという考え方があります。なので、ご提案は素晴らしいと思いますが、現状はそこまで至っていないというところです。今後の参考にさせていただければと思います。

(委員)

西側が住宅地になっていると思いますが、近隣説明会の参加者もいなかったとの話を聞くと、それほど、市民にとっては関心がないと考えていいのでしょうか。

(事務局)

この用途地域は、工業専用地域が指定され、西側は工場になっていますので、隣接しているところで、影響があるものはないと考えています。

(委員)

駐車場になっている部分について、緑地面積は、満たしていると考えていいでしょうか。

(事務局)

平塚市まちづくり条例の中で、公共施設は緑地面積20%を確保するという事になっていますが、現状の区域だけでも緑地面積20%～30%を確保できています。

(会長)

他はよろしいでしょうか。

意見がないようですので、ここで採決いたしたいと思います。「議案第240号 平塚都市計画火葬場の変更 第1号平塚市営火葬場（平塚市決定）」につきましては、原案どおりに決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

(会長)

「ご異議なし」ということですので、「議案第240号 平塚都市計画火葬場の変更 第1号平塚市営火葬場（平塚市決定）」は原案どおり決定いたしました。

この議決決定に関する答申書の作成につきましては、会長に一任させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

(会 長)

それでは、ここでの答申書の作成を省略させていただき、答申書の写しは、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

(会 長)

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

では、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしましたので、第175回平塚市都市計画審議会をこれで閉会いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

**【審議会閉会】午後2時50分**